

山梨県公報

第千八百十一号

平成十九年

十一月二十六日

月 曜 日

目 次

山梨県希少野生動物植物種保護基本方針……………	七九三
腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定の解除……………	七九七

告 示

山梨県告示第四百八号

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第七條第一項の規定により、山梨県希少野生動物植物種保護基本方針を次のとおり策定したので、同条第四項の規定により公表する。

平成十九年十一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県希少野生動物植物種保護基本方針

第一 希少野生動物植物種の保護に関する基本構想

一 野生動物植物の現状と課題

野生動物植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土等とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持しており、食料、衣料、医薬品等の資源としての利用のほか、生活に潤いをもたらす存在として、私たちの豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

また、野生動物植物は、生態系、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要がある。その地域に本来生息し、又は生育する種が普通に見られる状況を維持するような配慮が必要となっている。

しかし、現在、地球上では、過去四十億年あまりの生命の歴史上、かつてない速さで野生動物植物の絶滅が進行しており、我が国においても、生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)の破壊や乱獲などの人間活動により、多くの種が絶滅し、

あるいは絶滅の危機に瀕している。種の絶滅は、自然生態系の多様性を低下させ、そのバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が受けることができる様々な恩恵を永久に消失させることになる。

本県においても、野生動物植物は、県民の生活基盤である自然環境の維持のため大切な役割を果たしており、県民の豊かな生活に欠かすことのできないものである。

本県は、日本列島のほぼ中央に位置し、富士箱根伊豆国立公園や南アルプス国立公園、秩父多摩甲斐国立公園に代表される豊かで優れた自然に恵まれている。

しかしながら、「山梨県レッドデータブック」で明らかのように、自然が豊かであるとされる本県においても、多くの種に絶滅の危機が生じている。

絶滅のおそれが生じた要因は、多岐にわたり、開発などに伴う湿地や広葉樹林などの生息地等の消失、植物の盗採のほか、社会経済構造の変化による里地、里山はじめ森林、山岳地域の生息・生育環境の変化などの要素も加わってきている。

このような状況の中で、平成四年に、野生動物植物の種の保存を目的として、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)が制定された。

しかし、種の保存法で保護の対象とされているのは、全国レベルで絶滅のおそれが高い、限られた種であり、本県に生息し、又は生育しているものは極めて少ない。

このため、本県の多くの希少野生動物植物種の保護を図るためには、種の保存法の保護の対象となっている種以外についても、よりきめの細かい、かつ、総合的な対策が求められている。

二 保護の基本的な考え方

以上のような認識に立ち、「山梨県レッドデータブック」に掲載されている野生動物植物を中心とした希少野生動物植物種の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

1 今日、野生動物植物の生存を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅又は生息・生育環境の悪化等であり、希少野生動物植物種の保護を図るためには、これらの状況を改善することが必要である。

このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動物植物種を明らかにした上で、その個体の捕獲・採取の規制を行うとともに、必要に応じた、個体の譲渡し、譲受けの監視、生息地等における行為の規制等の措置を講ずる。

2 希少野生動物植物種を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去し、又は軽減するだけでなく、生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条

件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息地等の維持・再生又は必要に応じて自然繁殖が困難な場合の人工増殖等の事業を推進する。

3 希少野生動物植物種の保護のためには、生息地等の状況を定期的に把握し、科学的データを基に必要な施策を推進することが重要であり、そのために必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

4 以上の施策は、市町村、県民、事業者等の連携と協力のもと、各主体がそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に希少野生動物植物種の保護や生息・生育環境の保全の取組みを行うことが必要である。

このため、希少野生動物植物種の保護の重要性に対する県民等の理解を深めるための普及啓発の推進及び必要な情報提供に努めるとともに、県民等と行政との協働が円滑に進められる体制づくりを推進する。

第二 指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種の選定に関する基本的な事項

一 指定希少野生動物植物種

1 指定希少野生動物植物種については、その県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種）（注1）又は変種（注2）がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するもののうちから選定する。

(1) 個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種

(2) 県内の主要な生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

(3) 県内の生息地等の生息・生育環境が著しく悪化しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種

(4) 生息地等における過度の捕獲又は採取その他の事情により、その存続に支障を来す事情がある種

(5) 上記(1)から(4)のほか、その種の存続に支障を来す特別な事情があるもの

2 指定希少野生動物植物種の選定に当たっては、次の事情に留意するものとする。

(1) 移入種（外来種）（注3）及び本県にこくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

(2) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。

(3) 県内において保護活動が現に行われ若しくは行われようとしている種又は商品価値が高く捕獲・採取の対象となりやすい種等規制的措施により効果的に保護対策が図られる種を優先的に選定するようにすること。

(4) わが国における主要な生息地等が県内に存し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定するようにすること。

(5) 他法令により十分な個体の保護がなされている種は、生息地等保護区の指定又は保護管理事業の実施により保護対策が効果的に実施できるものを選定するようにすること。

二 特定希少野生動物植物種

特定希少野生動物植物種については、指定希少野生動物植物種のうち、野生の個体の保護を図る上で、繁殖させた個体を有償であると無償であるとを問わず譲り渡し、又は譲受ける行為を監視する必要があるものを選定する。

第三 指定希少野生動物植物種及び特定希少野生動物植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項

一 個体の範囲

山梨県希少野生動物植物種の保護に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十四号。以下「条例」という。）に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動物植物種の個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）とする。

なお、条例第十二条における譲渡し等の禁止の対象となる個体の加工品は、種を容易に識別することができるものとする。

二 個体の取扱いに関する規制

1 捕獲等の規制

(1) 指定希少野生動物植物種の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その種の保護の重要性にかんがみ、学術研究若しくは繁殖の目的その他その種の保護に資する目的で行うものとして知事の許可を受けた場合又は災害の復旧など人の生命若しくは身体の保護などのやむを得ない事由がある場合を除き、原則として、これを禁止する。

(2) 指定希少野生動物植物種の生きている個体の捕獲等の許可は、学術研究又は繁殖の目的のほか、教育の目的、指定希少野生動物植物種の個体の生息・生育状況の調査その他指定希少野生動物植物種の保護に資すると認められる目的で行うものを除き、原則として許可しないものとする。なお、捕獲等をした個体は、その捕獲等の目的に応じて適切に取り扱うものとし、必要に応じてその個体が生きている間は許可を受けた者に対して報告を求めると、個体の取扱い状況の把握に努めるものとする。

2 事業等の規制

指定希少野生動物植物種については、その生きている個体の譲渡し又は引渡しの

業務を伴う事業（特定希少野生動物植物種事業）を行おうとする者に対し、届出等を求めることとする。

3 その他の個体の取扱いに関する事項

指定希少野生動物植物種の個体の所有者又は占有者は、その種の保護の重要性にかんがみ、その生息・生育の条件を維持するなど指定希少野生動物植物種の保護に配慮した適切な取扱いをするよう努めるものとする。

第四 指定希少野生動物植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動物植物種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。

このような見地から、指定希少野生動物植物種の保護のため、その個体群が安定して存続できる環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

一 生息地等保護区の指定方針

1 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、指定希少野生動物植物種の個々の種ごとに指定する。

2 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息・生育環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として指定すべき生息地等を選定する。

また、生息地等が広域的に分散している動植物種にあつては、主な分布域ごとに生息地等保護区に指定するよう努めるものとする。

3 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動物植物種の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこで各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。

なお、個体の生息地等の区域は、現にその指定希少野生動物植物種の個体が生息し、又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い種の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとつて重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動物植物種の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮するものとする。

二 管理地区の指定方針

1 管理地区の指定に当たつての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地

等その指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育にとつて特に重要な区域を指定する。

2 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

(1) 条例第二十三条第四項第七号の知事が指定する野生動物植物の種については、食草など指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育にとつて特に必要な野生動物植物の種を指定する。

(2) 条例第二十三条第四項第八号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

(3) 条例第二十三条第四項第九号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸若しくは着水により、指定希少野生動物植物種の個体が損傷を受けるなど現に指定希少野生動物植物種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

(4) 条例第二十三条第四項第十号から第十四号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動物植物種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動物植物種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

(5) 条例第二十三条第四項第十一号の知事が指定する動植物の種については、現に指定希少野生動物植物種の個体を捕食し、餌若しくは生息・生育の場所を奪つことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動物植物種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

(6) 条例第二十三条第四項第十二号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動物植物種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

(7) 条例第二十三条第四項第十四号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等、現に指定希少野生動物植物種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

三 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動物植物種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定するものとし、立入りを制限する期間は、区域の状況、指定希少野生動物植物種の

生態的な特性等を考慮し、その種の保護のため必要最小限の期間とする。

四 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動物種の個体の生息・生育及び個体群の存続のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

五 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。

また、県土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。

第五 保護管理事業に関する基本的な事項

一 保護管理事業の対象

保護管理事業は、指定希少野生動物種のうち、その個体数の維持・回復を図るためにはその種を圧迫している要因を除去し、又は軽減するだけでなく、地域の生態系の保護・保全を前提として、その個体の繁殖の促進、その生息地等の維持・再生等の事業を推進することが必要な種を対象として実施するものとする。

二 保護管理事業計画の内容

保護管理事業の適正かつ効果的な実施に資するため、事業の目標、区域、内容等事業推進の基本的方針を指定希少野生動物種ごとに明らかにした保護管理事業計画を定めるものとする。

当該計画においては、事業の目標として、維持・回復すべき個体数の水準及び生息地等の条件等を、また、事業の内容として、採餌・営巣条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入等の個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺等の生息地等における生息・生育環境の維持・再生等の事業を定めるものとする。

三 保護管理事業の進め方

保護管理事業計画に基づく保護管理事業は、県、市町村、民間団体等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となる指定希少野生動物種の個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努めるものとする。

また、対象となる指定希少野生動物種の個体の生息又は生育の状況のモニタリングと定期的な事業効果の評価を行い、生息又は生育の状況の動向に応じて事業内容を見直すとともに、生息又は生育の条件の把握、飼育・繁殖技術、生息・生育環

境の管理手法等の調査研究を推進する。

第六 その他希少野生動物種の保護に関する重要事項

一 推進体制の整備

県の施策の推進に当たっては、県と県民、事業者、民間団体等との連携・協力が不可欠である。このため、行政と県民などが連携・協力して、調査、監視、指導等の取組みを進めるための体制の整備に努めるとともに、希少野生動物種の保護に取り組むNPOなどへの支援やその育成に努めるものとする。

また、希少野生動物種の保護施策の推進に当たっては、県内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県との協力等を積極的に行うものとする。

二 調査研究の推進

希少野生動物種の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、学術研究者や希少野生動物種保護専門員などによる種の生息・生育状況、生息地等の状況のモニタリング調査のほか、分布、生態、保護管理手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。

三 情報提供の推進

希少野生動物種の保護施策の実効を期するためには、事業者や県民等の保護への適切な配慮や協力が不可欠である。

このため、土地所有者や事業者等が、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動物種の保護のための適切な配慮を講ずることができるよう、調査研究等により得られた希少野生動物種の現状に関する情報の適切な提供に努めるものとする。

四 県民理解の促進

希少野生動物種の保護を推進するためには、県民等の理解と協力が不可欠である。このため、希少野生動物種の現状や保護の重要性について、広報活動や学校等における環境教育を通じて、県民等の理解の促進を図られるよう普及啓発活動を積極的に推進する。

(注1) 亜種

同じ種でも分布する地域により色や形に違いがみられ、地域間で異なる集団と認められる場合、これらを「亜種」という。(例えば、ニホンザルという種に対して、ヤクシマザルは亜種)

(注2) 変種

国のレッドデータブックにおいて、植物について用いられている用語であり、亜種と品種の間に位置する分類である。基本的には同じ種他の個体と同じだが、複数の形質において他と区別できる個体をいう。山梨県レッドデータブックでも国と同様の

意味でこの用語を使用している。

(注3) 移入種(外来種)

人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。自然に分布するものと同種であつても他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれる。「外来種」とほぼ同義語であるが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われる。

山梨県告示第四百九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成十九年山梨県告示第三百七十六号)は、解除する。

平成十九年十一月二十六日

山梨県知事 横 内 正 明

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番